

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 ペットゴー株式会社

【英訳名】 Petgo Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒澤 弘

【本店の所在の場所】 東京都中野区本町一丁目32番2号

【電話番号】 (03)5333-2830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 佐藤 建史

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区本町一丁目32番2号

【電話番号】 (03)5333-2830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 佐藤 建史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)	
その他の者に対する割当	246,566,600円
(第18回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	1,775,570円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額	
	104,542,570円

(注) 新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はございません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	332,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集は、2026年6月29日開催の当社取締役会にて決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	332,300株	246,566,600	123,283,300
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	332,300株	246,566,600	123,283,300

- (注) 1. 本新株式の募集は、第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、123,283,300円です。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
742	371	100株	2026年7月15日	-	2026年7月15日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に、株式会社ブルーインキュベーション(以下「ブルーインキュベーション」又は「割当予定先」といいます。)との間で、本新株式に係る総数引受契約(以下「本新株式総数引受契約」といいます。)を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で本新株式総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に対する第三者割当による本新株式の発行は行われなないこととなります。
3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、本新株式総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ペットゴー株式会社	東京都中野区本町一丁目32番2号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,385個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,775,570円
発行価格	新株予約権1個につき1,282円(新株予約権の目的である株式1株当たり12.82円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月15日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ペットゴー株式会社 東京都中野区本町一丁目32番2号
払込期日	2026年7月15日
割当日	2026年7月15日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社第18回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(本新株式に係る募集と総称して、「本第三者割当増資」といいます。)については、2026年6月29日開催の当社取締役会にて決議しております。
2. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に、割当予定先との間で、本新株予約権に係る総数引受契約(以下「本新株予約権総数引受契約」といいます。)を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないこととなります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先との間で本新株予約権総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は138,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後割当株式数 = <math>\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></p> <p>4. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、742円(2026年6月26日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の90%相当額)とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。 調整後行使価額 = <math>\frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{1}</math> 1株当たりの払込金額</p>

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、本新株予約権の払込期日と同日付で当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 行使価額} - \text{調整後 行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて、個別に又は総称して「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$
- 「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 「特別配当」とは、本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。
- 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- (4) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号の場合は基準日)、特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(6) 本項第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金104,542,570円</p> <p>(注) 全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。本新株予約権の行使価額が調整された場合、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年7月16日から2031年7月15日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得する株式交付(以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又は株式交付親会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画又は株式交付計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、第6項に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該組織再編行為の効力発生日の直後に再編対象会社の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、行使価額を定める。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は再編対象会社の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(9) 組織再編が生じた場合における新株予約権の取扱い 本項目に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、組織再編行為の条件を公正かつ合理的に勘案して決定する。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
3. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。
4. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
5. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
  - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。
  - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
351,109,170	10,000,000	341,109,170

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額246,566,600円に、本新株予約権の発行価額の総額1,775,570円と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額102,767,000円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 本新株予約権について、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の本新株予約権の行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用、登記関連費用及び有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及びその他諸費用等です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
ペットのおでかけサービスに関する広告費	178,342～236,109千円	2026年10月～2029年9月
ペットのおでかけサービスの運用費	50,000～70,000千円	2026年10月～2029年9月
ペットのおでかけサービスの開発費	20,000～35,000千円	2026年7月～2027年6月
合計	248,342～341,109千円	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. ペットのおでかけという新規領域での取り組みとなり、割当先と協議の上、具体的な使途に記載の項目間での流用については一定の範囲内で可能となっているため、金額についてはレンジでの記載としております。なお、合計額の上限は(1) 新規発行による手取金の額に記載の差引手取概算額と一致します。
3. 開発に関する費用及び運用に関する費用に優先的に充当し、残額を広告に関する費用に充当予定となります。差引手取概算額を超過して、金額を支出する場合は手元資金を使用予定となります。
4. 上記の金額は、本第三者割当に係る手取金の使途となりますが、本新株式のみに係る手取金の使途については、246,566千円を予定しております。その内訳は、ペットのおでかけサービスに関する広告費176,566千円、ペットのおでかけサービスの運用費50,000千円、ペットのおでかけサービスの開発費20,000千円となります。

## (今回の資金調達の目的及び理由等)

## 1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、2004年の創業以来、「ペットライフをハッピーに」を経営理念に掲げ、ペットのQOL向上と健康寿命の最大化を目指し、ペット関連商品のEコマースを中心としたペット×デジタル領域において事業を展開してまいりました。現在、当社は14のオンライン店舗を通じてペット関連商品を販売しており、累計ユニーク購入者数は275万人を超えております。

また、当社は、ペットのライフスタイルを幅広くカバーするプラットフォームへの進化を目指し、ペットメディア事業を展開する株式会社FLAFFY及び犬の預かりマッチングプラットフォーム事業を運営する株式会社DogHuggyをグループに迎え入れ、「モノ消費」に加え、「コト消費」へと事業領域を拡大してまいりました。

一方で、当社が今後さらなる中長期的な企業価値向上を実現するためには、既存のEコマース領域に加え、新たな顧客接点及び収益機会の創出が必要であると認識しております。特に、当社が保有するデジタル顧客基盤を活用し、狭義のペット市場にとどまらず、ペットのおでかけ、移動、宿泊、飲食、体験等を含む広義のペットライフ市場へと事業を展開していくためには、リアルアセット及びリアル顧客接点を有するパートナーとの連携が必要になると判断しております。その中で、西武ホールディングスを持株会社とし、不動産事業、ホテル・レジャー事業及び都市交通・沿線事業を中核事業とする企業グループ(以下「西武グループ」といいます。)は、ホテル・レジャー施設、商業施設、鉄道等の多様な保有資産(リアルアセット)及びお客さま接点(リアル顧客接点)を有しており、グループスローガン「でかける人を、ほほえむ人へ。」の下、2011年より「西武ペットスマイルプロジェクト(ペットスマイルプロジェクト)」を立ち上げ、「ペットは大切な家族の一員」という理念のもと、「泊まる」「遊ぶ」「食べる」「ケア」の観点から、ペットと飼い主と一緒に楽しめる場の提供及び人とペットが共生できる社会の実現に向けたペットフレンドリー施策を推進しています。

当社は、こうした西武グループの方針が、当社が掲げるペットライフ市場の拡張(モノ消費からコト消費への展開、ペットのおでかけ経済圏の創出)と高い親和性を有するものと認識しております。当社と西武ホールディングスは、2025年6月よりペット市場の将来性やペット関連事業の可能性について意見交換を行ってまいりましたが、2026年3月に当社の有するデジタル顧客基盤・ペット領域の専門知見と西武グループのリアルアセット・リアル顧客接点を組み合わせることによる協業可能性について具体的な打診を受け、これを契機として、両社間で資本業務提携に向けた具体的な協議を進めてまいりました。

当社と西武グループは、当社が有するデジタル顧客基盤、Eコマース運営力、及びペット領域における専門知見と西武グループが有するリアルアセット、リアル顧客接点及びペットスマイルプロジェクト等を通じて培われたペットフレンドリー施策の企画・運営力とを組み合わせることにより、「ペットのおでかけ経済圏という新しい市場」を創造し得ると考えております。ペットのおでかけ経済圏の創出を目的として、両社の経営資源を相互に活用し、ペットのおでかけと通販利用を促す飼い主向けのサービス(以下「ペットのおでかけサービス」といいます。)の構築を検討しております。具体的には、当社が新たにペットのおでかけサービスと当社の自社ECが連携したアプリ(以下「おでかけアプリ」といいます。)を開発し、両社の顧客基盤を含めた全国の飼い主に対してアプリダウンロードを訴求し、当社のペットデータ(犬種やライフステージなど)も活用し、ペットと飼い主のセグメントに最適なおでかけ先を提案します。また、アプリのGPS機能を活用して、指定したおでかけ先にチェックインすることで当社の通販ポイントが付与され、通販ポイントをフックに、ペットのおでかけを促進することにより、西武グループのホテル・商業施設・レジャー施設等のおでかけ関連収益の拡大と当社の通販収入の拡大を目指します。西武グループとの資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を通じて、当社は、西武グループのリアルアセットと当社のデジタル顧客基盤を掛け合わせた新たなペット向けサービスを展開し、当社グループの新たな収益基盤の創出及びペットコマース事業への送客強化を実現することで、結果として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものであり、既存株主の皆様の利益にも資するものと考え、割当予定先との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結することといたしました。

そして、当社は、本資本業務提携を実効的に推進し、当社グループの新たな収益基盤の創出及びペットコマース事業への送客強化を実現するため、本第三者割当を行うことといたしました。なお、本資本業務提携における出資主体として、西武ホールディングスの連結子会社であり、西武グループにおいて成長可能性を秘める国内外の企業・事業への投資を行うブルーインキュベーションが、当社が第三者割当により発行する本新株式及び本新株予約権を引き受けるものとしております。

## 2．資金調達の主な目的

当社グループは、ペットコマース領域において、ナショナルブランドを主体とした事業構造から、DTCブランドを主体とした事業構造への転換を進めております。しかしながら、一部ナショナルブランドにおける商流変更の影響を受け、2026年3月期の売上高は7,420,426千円、営業損失は204,110千円、2026年3月期末における現金及び預金残高は838,739千円となっております。

当社グループが中長期的な企業価値向上を実現するためには、既存のペットコマース領域に加え、新たな顧客接点及び収益機会の創出が必要であると認識しております。当社は、デジタル顧客基盤を保有しておりますが、狭義のペット市場にとどまらず、ペットのおでかけ、移動、宿泊、飲食、体験等を含む広義のペットライフ市場へ事業を展開するためには、リアルアセット及びリアル顧客接点を有するパートナーとの連携が不可欠であると判断しております。

広義のペットライフ市場は、当社が保有するデジタル顧客基盤との親和性が高く、既存のペットコマース領域との相互送客や新たな収益機会の創出が期待できる領域であります。当社グループとしては、デジタルとリアルを組み合わせたサービス提供により、事業領域の拡大と収益基盤の多様化を図ることが可能であると考えております。

新たな収益基盤の創出及びペットコマース領域への送客強化を図るためには、サービス開発、初期立ち上げ、広告宣伝等に係る投資資金を確保する必要があります。これらは、当社グループのデジタル顧客基盤を活用し、事業領域の拡大を加速させるうえで必要な投資であります。一方、2026年3月期末の現金及び預金残高の水準を踏まえると、内部資金のみでこれらの成長投資を機動的に実行することは必ずしも十分ではない状況にあります。

このため、ペットのおでかけ経済圏という新しい市場を創出することを目的として、本第三者割当による資金調達を実施するものであります。

## 3．調達する資金の具体的な用途

当社は、日常で利用する当社の自社EC(モノ消費)と非日常のペットのおでかけ(移動、宿泊、飲食、体験等の「コト消費」)をシームレスで連携していくために、当社の自社EC「petgo.jp」と連携したおでかけアプリを開発します。

おでかけアプリの中に、当社が指定したチェックポイントを作成し、そのチェックポイントにおでかけをすることにより当社のオンラインサイトで利用できるポイントを獲得することが可能となります。チェックポイントには移動、宿泊、飲食、体験等も含むことで飼い主の行動を促し、西武グループが運営する施設への送客にも繋がります。おでかけアプリにおいてポイントを獲得した飼い主が当社の自社オンラインサイトを利用することで、「モノ消費」と「コト消費」が連携し、当社の顧客基盤の広がりに繋がるものと考えております。

(広告費)

オンライン広告やSNS広告に加えて、西武グループが運営する施設におけるリアル広告に関する費用に充当する予定となります。その結果、幅広い飼い主や利用者にリーチすることが可能と考えております。

(運用費・開発費)

ペットのおでかけサービスのクラウドサービスや業務委託に関する費用及びサービスや機能開発に関する費用に充当する予定となります。アプリについては都度アップデートを行い、利用者の利便性が高いものにしていくことを考えております。

なお、ペットのおでかけサービス以外にも、宿泊、ドッグイベント、ドッグラン等への展開も計画しておりますが、今回の資金用途には含めておらず、変更がある場合には速やかにお知らせいたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ブルーインキュベーション
本店の所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
事業内容	インキュベーション事業
資本金	100,000千円
設立年月日	2020年5月1日
大株主及び持株比率	株式会社西武ホールディングス 100%

#### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

#### (3) 割当予定先の選定理由

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」の表の下部に記載のとおりです。

#### (4) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	本新株式	本新株予約権
株式会社ブルーインキュベーション	332,300株	1,385個
合計	332,300株	1,385個

#### (5) 株券等の保有方針

当社は、当社株式の保有方針について、ブルーインキュベーションにおいて本第三者割当に係る株式を中長期的に保有する意向である旨を口頭にて確認しております。また、当社は、ブルーインキュベーションより、払込期日より2年間において、本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、ブルーインキュベーションの親会社である西武ホールディングスの「第21期有価証券報告書」に記載されている連結財務諸表及び2026年6月4日のブルーインキュベーションの銀行残高を証明する書類により、ブルーインキュベーションが本第三者割当の払込みに要する十分な現預金、その他の流動資産を保有していることを確認していることから、本新株予約権の権利行使及びかかる払込みに支障はないと判断しています。

(7) 割当予定先の実態

ブルーインキュベーションの親会社である西武ホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2026年6月26日)に記載された「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「グループにおける反社会的勢力対応に関する基本原則や有事の際の報告・連絡・相談体制を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」をはじめ、反社会的勢力対応マニュアル、取引にあたっての調査ガイドライン、契約書に反社会的勢力排除条項を挿入するためのガイドラインを制定し、グループの役員・従業員に周知徹底をしております。上記規程をふまえ、反社会的勢力等からの接触又は不当要求を受けた場合は、当社内及びグループ各社から、随時当社担当部へ相談ができるようにしており、専門家や警察への通報・相談等をおこない適切な措置を講ずる体制となっております。反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、脅し・恫喝等に屈せず一切の関係を遮断し、これらの勢力の活動を助長するような行為は一切おこないません。」と表明されております。さらには、当社独自の調査として、インターネット検索による調査を行い、ブルーインキュベーションに反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。そのため、同社及びその役員が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。なお、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所へ提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

当社は、ブルーインキュベーションより、払込期日より2年間において、本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定であります。

また、当社の事前の書面による承諾がない限り、本新株予約権の全部又は一部について、当社の事業と競合する事業を運営している第三者に譲渡できない旨を本資本業務提携契約において定めております。

## 3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価格（払込金額）は、2026年6月26日（発行決議日の前営業日。以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所グロス市場における当社普通株式の終値に対して10%ディスカウントした742円としております。なお、当該発行価格は、基準日以前1か月間（2026年5月27日から2026年6月26日まで）の終値の単純平均値である831円に対して10.70%のディスカウント（小数第3位を切捨て。ディスカウント率の計算において以下同じ。）、基準日以前3か月間（2026年3月27日から2026年6月26日まで）の終値の単純平均値である831円に対して10.70%のディスカウント、基準日以前6か月間（2025年12月27日から2026年6月26日まで）の終値の単純平均値である842円に対して11.87%のディスカウントとなります。

当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は本第三者割当が特に有利な価額での発行に該当しないものと判断しております。また、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）からは、本新株式の発行価格は当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権に係る総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社(代表者：那須川 進一、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号 ラフィネ麻布十番701号室)(以下「茄子評価」といいます。)に依頼しました。茄子評価は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権に係る総数引受契約及び本資本業務提携契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、当社の資金調達需要が一様に発生すること、割当予定先は、本資本業務提携が解約される場合、株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先による権利行使・株式売却に伴い想定される株式処分コストが発生すること等)を置き評価を実施しました。

当社は、茄子評価が上記前提条件を基に、算定時点における株価824円、行使価額742円、ボラティリティ2.92%、予定配当率0.00%、無リスク利子率1.92%、売却コスト1.50%、試行回数1,000,000回をパラメーターとしてモンテカルロ・シミュレーションを行い、算定された評価額1,282円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額と同額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、茄子評価が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、茄子評価の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は算定結果である評価額と同額の適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は割当予定先に対する有利発行には該当しないものと判断しております。

また、行使価額については、基準日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値に対して10%ディスカウントした742円としております。行使価額を基準日の終値より10%ディスカウントすることで本新株予約権を行使されやすくするとともに、行使価額の修正条項を設けないことで資金調達額が変動することを抑制しております。

さらに、当社監査等委員会(うち社外取締役3名)から、茄子評価による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して茄子評価から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は茄子評価によって算出された評価額と同額としていることから、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではない旨の意見をj得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により交付される株式数は332,300株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は138,500株であります。したがって、本第三者割当により交付される株式総数は470,800株(議決権数4,708個)となり、これは2026年3月31日時点の当社発行済株式総数(自己株式を除きます。)1,885,417株に対して約24.97%(2026年3月31日時点の総議決権数18,834個に対して24.99%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本第三者割当は、西武グループとの資本業務提携を通じた新規事業創出及びEコマース事業への送客強化により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものであり、既存株主の皆様の利益にも資すると考えており、本第三者割当に伴う発行数量及び希薄化の規模は合理的水準であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 本新株式発行後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ブルーインキュベーション	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号			332,300	15.00%
黒澤 弘	東京都豊島区	291,689	15.48%	291,689	13.16%
青柳 和洋	東京都世田谷区	164,000	8.71%	164,000	7.40%
中谷 将史	東京都渋谷区	97,200	5.16%	97,200	4.39%
小出 文彦	東京都渋谷区	68,901	3.66%	68,901	3.11%
株式会社ソウ・ツー	大阪府枚方市桜町9番1号	60,000	3.19%	60,000	2.71%
廣田 智沙	東京都世田谷区	49,900	2.65%	49,900	2.25%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	47,100	2.50%	47,100	2.13%
株式会社コーポレート・アドバイザーズ	千代田区霞が関三丁目2番5号	43,200	2.29%	43,200	1.95%
橋爪 小太郎	東京都目黒区	40,500	2.15%	40,500	1.83%
計		862,490	45.79%	1,194,790	53.92%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2026年3月31日時点の株主名簿に記載された株数に、本有価証券届出書提出日現在までの既発行新株予約権の行使株式数を加えた数を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日時点の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の数(332,300株)及び議決権数(3,323個)を加算し、作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

4. 青柳和洋氏より、2026年6月18日付で関東財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）によれば、2026年6月12日時点において、207,000株（議決権2,070個）保有しているとのことですが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

## (2) 本新株式発行の際に本新株予約権が全て同時に行使された場合の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ブルーインキュベーション	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号			470,800	20.00%
黒澤 弘	東京都豊島区	291,689	15.48%	291,689	12.39%
青柳 和洋	東京都世田谷区	164,000	8.71%	164,000	6.97%
中谷 将史	東京都渋谷区	97,200	5.16%	97,200	4.13%
小出 文彦	東京都渋谷区	68,901	3.66%	68,901	2.93%
株式会社ソウ・ツー	大阪府枚方市桜町9番1号	60,000	3.19%	60,000	2.55%
廣田 智沙	東京都世田谷区	49,900	2.65%	49,900	2.12%
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	47,100	2.50%	47,100	2.00%
株式会社コーポレート・アドバイザーズ	千代田区霞が関三丁目2番5号	43,200	2.29%	43,200	1.84%
橋爪 小太郎	東京都目黒区	40,500	2.15%	40,500	1.72%
計		862,490	45.79%	1,333,290	56.63%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2026年3月31日時点の株主名簿に記載された株数に、本有価証券届出書提出日現在までの既発行新株予約権の行使株式数を加えた数を基準として記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日時点の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の株式数(332,300株)及び議決権数(3,323個)並びに第18回新株予約権の行使により発行される普通株式の株式数(138,500株)及び議決権数(1,385個)を加算し、作成しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。
4. 青柳和洋氏より、2026年6月18日付で関東財務局に提出された大量保有報告書(変更報告書)によれば、2026年6月12日時点において、207,000株(議決権2,070個)保有しているとのことでありますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主及び持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期、提出日2026年6月24日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月29日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第22期有価証券報告書の提出日(2026年6月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月29日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。  
(2026年6月26日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2026年6月26日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

##### (2) 決議事項の内容

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役として、黒澤弘、小出文彦及び佐藤建史の3氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案					
黒澤 弘	11,702	92	-	(注)	可決 99.21
小出 文彦	11,704	90	-		可決 99.22
佐藤 建史	11,704	90	-		可決 99.22

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

(2026年6月29日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、株式会社西武ホールディングス(以下「西武ホールディングス」といいます。)の子会社である株式会社ブルーインキュベーション(以下「ブルーインキュベーション」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すること並びにブルーインキュベーションを割当先として第三者割当により新株式及び第18回新株予約権を発行すること(以下、本新株式

の発行及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしました。本資本業務提携契約には、当社とブルーインキュベーションとの間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

## 2 報告内容

### (1) 当該契約を締結した年月日

2026年6月29日

### (2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称 株式会社ブルーインキュベーション

住所 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

### (3) 当該合意の内容

#### 競業対象事業に関する事前承諾事項

当社は、ブルーインキュベーションからの事前の書面による承諾を得ることなく、第三者との間でペットを対象とする事業であって、鉄道・商業施設・ホテル・レジャー施設その他のリアルアセットを活用するものを対象とし、かつ当社への資本参加を伴う業務提携関係の構築に係る決定、実行又は第三者との合意をしなければならない旨を合意しております。

#### 本第三者割当に関する株式の譲渡制限

ブルーインキュベーションは、本資本業務提携契約の存続期間中、当社の事前の書面による承諾がない限り、本第三者割当により発行された株式及び新株予約権の全部又は一部について、当社の事業と競合する事業を運営している第三者（但し、第三者の当該競合事業の売上高が当社グループの直近事業年度における売上高の20%未満の場合を除く。）に対して、譲渡、承継、移転、担保設定その他の処分を行わないものとする旨を合意しております。

### (4) 当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社と西武ホールディングスを持株会社とし、不動産事業、ホテル・レジャー事業及び都市交通・沿線事業を中核事業とする企業グループ（以下「西武グループ」といいます。）は、当社が有するデジタル顧客基盤、Eコマース運営力及びペット領域における専門知見と西武グループが有するリアルアセット、リアル顧客接点及びペットスマイルプロジェクト等を通じて培われたペットフレンドリー施策の企画・運営力とを組み合わせることにより、「ペットのおでかけ経済圏という新しい市場」を創造し得ると考えております。ペットのおでかけ経済圏の創出を目的として、両社の経営資源を相互に活用し、ペットのおでかけと通販利用を促す飼い主向けのサービス（以下「ペットのおでかけサービス」といいます。）の構築を検討しております。具体的には、当社が新たにペットのおでかけサービスと当社の自社ECが連携したアプリを開発し、両社の顧客基盤を含めた全国の飼い主に対してアプリダウンロードを訴求し、当社のペットデータ（犬種やライフステージなど）も活用し、ペットと飼い主のセグメントに最適なおでかけ先を提案します。また、アプリのGPS機能を活用して、指定したおでかけ先にチェックインすることで当社の通販ポイントが付与され、通販ポイントをフックに、ペットのおでかけを促進することにより、西武グループのホテル・商業施設・レジャー施設等のおでかけ関連収益の拡大と当社の通販収入の拡大を目指します。本資本業務提携を通じて、当社は、西武グループのリアルアセットと当社のデジタル顧客基盤を掛け合わせた新たなペット向けサービスを展開し、当社グループの新たな収益基盤の創出及びペットコマース事業への送客強化を実現することが、結果として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものであり、既存株主の皆様利益にも資するものと考え、本資本業務提携契約を締結することといたしました。

(5) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

本合意は、本資本業務提携による前述の「ペットのおでかけ経済圏という新しい市場」の創出のために西武グループ及びブルーインキュベーションとの協業関係の構築・深耕を促進することを目的としたもので、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものであり、その内容についても当社の経営の自主性・独立性が確保されるよう配慮した内容となっております。また、ブルーインキュベーションの議決権比率を一定割合に保つことでも、当社の経営の自主性を確保しており、当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

以 上

### 3 . 資本金の増減

有価証券報告書等の提出日(2026年6月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月29日)までの間において、資本金等の増減はありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月24日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

ペットゴー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 沼田 敦士  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元  
業務執行社員

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているペットゴー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペットゴー株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ペットコマース事業に関する売上高の正確性及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ペットゴー株式会社及び連結子会社（以下「会社グループ」という。）の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高は、7,420百万円である。連結財務諸表注記「（収益認識関係）」に記載の通り、このうちの大部分はペットコマース事業に関する売上高である。</p> <p>会社グループは、自社EC及び他社EC等で主にペットヘルス商品の販売を行っている。商品の販売については、商品の出荷時点で、自社基幹システムに登録された販売単価に出荷数量を乗じた金額で売上高を計上している。</p> <p>自社ECまたは他社ECにおける商品の注文は顧客により行われ、自社基幹システムにて受注データが作成される。受注データに基づき、出荷指示データが自動で作成され、当該データに基づき出荷手続が行われる。出荷手続時のハンディターミナルによる検品作業で出荷データが入力され、出荷実績データが作成される。出荷実績データは自動で月次集計され、売上データが作成される。自社基幹システムの売上データに基づき、月次で会計伝票が起票され、売上高が計上される。したがって、売上高の正確性及び期間帰属の適切性は自社基幹システムの信頼性に依存するところが大きい。</p> <p>ペットコマース事業に関する売上高は会社の売上高の大部分を占めており、連結財務諸表上、当該売上高に係る財務諸表利用者の注目度が高いと考えられる。また、売上高は多数の顧客に少額の商品を販売する、多数の取引により構成されており、売上高の計上プロセスの大半が自動化されているため、受注データ及び販売データが自社基幹システムにおいて正確かつ適切な会計期間に処理されない場合には、売上高が誤って計上される潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は会社のペットコマース事業に関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人はペットコマース事業のうち、自社EC及び他社ECに関する売上高の正確性及び期間帰属の適切性の検討にあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価 当該売上高の計上プロセスを理解するとともに、特に以下に関する内部統制について、IT専門家と連携して整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注データから出荷指示データを作成するIT業務処理統制</li> <li>・販売単価データ及び出荷実績データを集計して正確かつ適切な会計期間の売上データを作成するIT業務処理統制</li> <li>・上記を担う自社基幹システムに係るアクセス管理等のIT全般統制</li> <li>・当該売上高の会計システムへの計上に係る内部統制</li> </ul> <p>実証手続 当該売上高計上額について、自社基幹システムの売上データと会計システムの売上高との突合を実施し、手作業による修正の有無を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通期の当該売上高を対象として入金証憑等との突合の詳細テストを実施した。期末において未入金となっている当該売上高については、対応する売掛金残高を母集団としてサンプルを抽出し、確認手続を実施した。</li> <li>・自社EC及び他社EC毎、製品及び商品ブランド毎の月次売上高・粗利率推移分析を行い、売上高・粗利率が特に増減している月についてその要因を調査し、異常の有無を検証した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ペットゴー株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ペットゴー株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

ペットゴー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	沼田	敦士
業務執行社員			

指定有限責任社員	公認会計士	佐藤	元
業務執行社員			

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているペットゴー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペットゴー株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## ペットコマース事業に関する売上高の正確性及び期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「ペットコマース事業に関する売上高の正確性及び期間帰属」と同一の内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。